

小学校における個人と集団に関する法関連教育の授業開発

二階堂 年 恵 ・ 西 本 聖 史
田 村 耕 一 ・ 川 上 秀 和

Course development of Law-Related Education in elementary school for individual and collective

Toshie Nikaido, Kiyoshi Nishimoto, Koichi Tamura, Hidekazu Kawakami

Recent years, our country asserted to understand the relationship of the well-balanced between individual and collective and to bring up the children who can discuss.

In this study, first, the meaning of individual freedom in the relationship between individual and collective, the burden of the collective for protecting the individual, and in the collective it is better to live together that should be able to be understood.

Second, the necessary, appropriate and situation dependence judgment that in order to let children live together better, and the basic skills which as an means of living by a capable citizen should be able to master.

Third, developed course that an attitude of form a voluntarily better collective should be able to master.

キーワード

初等法関連教育 Elementary Law-Related Education, 公共 Public,
個人と集団 individual and collective

所属

広島文化学園大学 Hiroshima Bunka Gakuen University
学芸学部 Faculty of Arts and Sciences 子ども学科 Department of Childhood Studies
広島弁護士会 Hiroshima Bar Association
広島大学社会科学研究科 Hiroshima University Social Science Graduate Course
福山市立日吉台小学校 Fukuyama Municipal Hiyoshidai Elementary School

1. 問題の所在

改正教育基本法, 改正学校教育法では, 「公共の精神」, 「社会の形成に参画し, その発展に寄与する態度」, 「わが国の伝統と文化の尊重」などの次世代を拓く人間に求められている「公の伸長」にかかわる資質を重視し, 「個」と「公」に関する教育のバランスのとれた関係について理解した上で, 両者の関係を考察することのできる子どもたちを育成することが主張されている。国際化時代に対応して従前の教育基本法と比べ特に「個人の価値・可能性」の尊重よりも,

「国家・社会に奉仕する個人」の育成, 「共同体(国家・社会)の一員としての責務」の育成がより強調されたものとなっている。

中央教育審議会答申(2003年3月)の第2章では, 「『公共』に主体的に参画する意識や態度の涵養」と題して, 「人は, 一人だけで独立して存在できるものではなく, 個人が集まり『公共』を形づくることによって生きていくことができるものである。このことを踏まえて, 21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成を図るため, 政治や社会に関する豊かな知識や判断力, 批判的精神を持って自ら考え,

『公共』に主体的に参画し、公正なルールを形成し遵守することを尊重する意識や態度を涵養することが重要であり、これらの視点を明確にする」と述べられている。

これまで小学校社会科における公民的な学習は、第一に、「政治の働き」や「国際社会でのわが国の役割」などの社会の機能を中心とし、公の機能と私の権利が別々に学習されていた。第二に、個人と集団や社会とのかかわりにおける法やきまりについては、その遵守や、すでにある法的な価値を自明のものとして従わせることを求めるものがほとんどであり、なぜ守らなければならないのか、なぜ個人の自由や利益に優先するのかという視点で問われていない。「公共の精神」を養うためには「個性尊重」の教育と「公共性涵養」の教育を補完し合わなければならない。

近年、様々な社会問題をめぐる議論が「公共性」という言葉を軸になされ始めている。その「公共性」や「公共的」という概念を哲学的に探究する学問として現在「公共哲学」という学問が注目されてきている¹。従来の「公と私」、「理念と現実」などの公私二元論に代わる新しい思考の導入を試み、「活私開公」という独自の理念から公共哲学を展開する山脇直司は、「個人の尊厳」と「公共性」を対立的にではなく、相互補完的にとらえる教育観を提示しなければならないと主張している。従来なら「公」と「私」は、二項対立という緊張関係にあると考えられているが、個人一人ひとりが担い手となる公という視点で、より良い公共性を担う子どもたちの育成が必要になっている。

本稿は、小学校社会科で、個人と集団との間において発生する問題についてそれぞれ相互補完的に考え解決し、より良い集団のあり方について理解することのできる授業を開発するものである。

ところで、史的産物としての近代法は、個人の権利（利益）を他者から守ることを主眼として発展してきた。とりわけ、多数者（集団）の意見（利益）、あるいは公共（性）という抽象的な概念をマジックワードとして個人の権利（利益）が無自覚・無批判的に脅かされることが無いように、慎重な対応が心がけられてきた。法を学び、法的な思考を身につけることは、まさに上記の視点を徹底的に意識することに他ならない。もっとも、公（あるいは公共）という言葉は、わが国では古くからの歴史的な経緯か

ら、国家や体制あるいは行政と同義であるかのような印象が抜け切れていない。したがって、公と私の緊張関係との視点が意識されてきた。しかし、講学上は、市民による協同あるいは個人的な活動が不特定多数の利益に資することもまた公共であるとされており、近時は公と私の相互補完関係を意識すべきともされている。

（本稿では、個人と集団との密接な関係を強調する共同体主義に基づいて考察するものとする）

さらに、「小学校における法関連教育」という観点からは、以下の点に留意すべきである。第一に、集団の意味である。人の集合といっても一過性の集りから、恒常的な集りまで様々である。また、単に個人の利益の最大化を図るための集合であれば、集団の利益はイコール「私益の集合体」であり、単なる個人の集合を超えた「何か」を考える必要はない。集団を超えた「何か」については中等あるいは高等教育に委ね、まず小学校段階では私益の集合体に近い意味で共生・協同の意義と効用を考える機会を持つべきである。第二に、個人の意味である。法が念頭に置く個人は、合理的な判断能力を有する自律した個人であり、そのような個人の集合や組織体が想定されている。したがって、発達段階の子どもなどは精神能力が不十分な者として単独でした法律行為（契約）の無効を主張したり、取り消すことができるとしている。当然のことながら、彼等も一個人として何らかの団体に帰属し、集団を形成し、社会生活を送っている。とりわけ、子どもにとっては家族や地域・学校等は、自己に先行する所与の存在であり、自ら選択や決定が事実上不可能な環境の中で（帰属集団）、他者との関わり合いから自己を形成し自我に目覚めていく段階である（準拠集団）。

そこで、本稿では、最終的には先の法的思考に達するための出発点としての小学校段階では、対等な者が集合しており、かつ、集合からの離脱が困難な場面を想定した上で、①自分の利益が大事であること（自由）、②他者も自分と同価値を有する存在であること（平等）、③同価値を有する者同士の利害が両立しないときに如何に対処すればよいか（共生）、を考えること通じて、集団における自治（団体法理）を学び、かつ、どうすれば個人に対する利益侵害を回避できるか、を意識付けることで「個性尊重」の教育と、「公共性涵養」の教育を補完する手立てを示す。（なお、「皆で決めたから」といっても正しいかどうかは別問題であり、「皆で決めた

から」という理由で個人への盲目的な押しつけが正当化されることがあってはならない。

2. 個と集団に関するルール

(1) 個と集団に関するルールについて近代法から得られる示唆

私たちの生活は、国家、地方公共団体、会社、労働組合、学校、町内会、クラブ、家族など、実に多様な集団に囲まれている。私たちは、こうした集団との関わりなしに社会生活を営むことはできないのであって、こうした集団との関わりの中で、その構成員たる個が、他者と共生しつつ、自律した社会人として自己実現していくためには、個と集団は、集団によって個が活かされるとともに、個によって集団も活かされるという適切な関係を構築していかなければならない。

しかし、本来、私たち一人ひとりを活かすために存在しなければならないはずの集団が、何らかの要因によって、個の権利や利益を侵害し、個を圧殺してしまうことがある。例えば、過去においては、戦前の苦い歴史があったし、現代においても、巨大企業による社会的権力の行使などが挙げられる。

ところで、市民革命を経て成立した近代法は、個人の尊厳を根本価値とする憲法を頂点とした法体系であり、国家をはじめとする各種の集団から、個を守り、個を尊重するために構築されたシステムと言える。そうであるとすれば、近代法の中に集積されたエッセンスを抽出することにより、国家や会社などの高度に法的規律が発達した集団のみならず、町内会やクラブなどの身近な社会生活上の集団についても通用する、個と集団に関する基本的ルールを見出すことができるのではないだろうか。

もとより、社会に存在する集団は実に多様な特性を備えており、そうした個々の特性に応じて取り扱いを異にする部分があることは否定できない。しかしながら、集団の構成員たる個と集団の関係（集団の内部関係）について言えば、以下に述べるとおり、①集団から個に対して負担や制限を求める場面のルール、②個から集団に対して便益の提供を求める場面のルール、③集団の意思を決定する場面のルールの3つに整理できると考える。

(2) 近代法における個と集団に関するルール

① 集団から個に対して負担や制限を求める場面のルール

第一に、集団が個に対して、負担を求めたり、自由を制限したりする場面のルールである。

集団を構成する個々が「好き勝手（事実的自由）」に振る舞う場合には、構成員が他者と共生しつつ自己実現を図ることはできない。したがって、構成員個々の権利や利益の衝突を調整等するために、集団は個に対して、財産や行為などの負担を求めたり、個の自由を制限したりしなければならないことがあり得る（法的自由）。

もっとも、このような個に対する負担や制限が許されるとしても、無制限に許されるわけではない。当該負担や制限が、自由や平等といった法の基本的価値に抵触するような場合には、原則として、そのような負担や制限を課すことは許されない。

例えば、国家という集団と国民という構成員の関係を規律する憲法においては、自由権（国家が個人の領域に対して権力的に介入することを排除して、個人の自由な意思決定と活動を保障する人権）の規定がこのことを保障している。また、市民社会における個と集団の関係を規律する民法においては、構成員たる個の自由な同意もないのに、個の権利や利益を不当に制限する行為は無効となり得るし、会社について規定する会社法においては、株式譲渡自由の原則や株主平等の原則等によって、会社の構成員たる株主の権利を自由や平等に反してまで奪うことは基本的にできないと定める等している。

② 個から集団に対して便益の提供を求める場面のルール

第二に、個が集団に対して財産や行為などの便益の提供を求める場面のルールである。

集団の存在理由については様々に説かれるが、究極的には、個を活かすために存在するものと考えらるべきであろう。そうであるとすれば、集団がその構成員たる個に対して便益の提供を行うことは集団の基本的機能と言ってよいように思われる。

このことについて、例えば、憲法では、社会権（社会的・経済的弱者が人間に値する生活を営むことができるように、国家の積極的

な配慮を求めることができる権利)や国務請求権(裁判を受ける権利など、人権保障をより確実なものとするために保障される人権)の規定がこれを保障している。また、民法では、組合に関する規定等が構成員への利益の分配を規定しているし、会社法では、自益権(会社から株式配当などの経済的利益を受ける権利)に関する規定がこのことを保障している²。

③ 集団の意思を決定する場面のルール

最後に、集団がその意思を決定する場面のルールである。

これまで見てきたとおり、集団は個に対して様々な負担や制限を求めることがあるし、反対に、個が集団に対して便益の提供を求めることもある。問題は、これらの行為を集団がなすに当たり、その意思決定はどのようにしてなされるかである。

自己決定は個が生きるための必須条件であり、また、集団の存在意義は、前述のとおり究極的には個を活かすことにあるから、個が生きるための集団の意思決定方法は、原則として個々の構成員が自ら決した意思の集積によるしかない。個は個々の構成員の意思を集積するプロセスへの参加を通じて自らの意思を集団の意思に反映させることができるのである。また、このことの裏返しとして、集団の意思決定プロセスに参加する機会がなかった者に対して、重大な不利益を押しつけることはできないというルールも導かれる。

このことについて、例えば、憲法では、参政権がこれを保障している。また、法人や組合など民法が規定している集団においても構成員の意思を集団の意思に反映させるための仕組みが保障されているし、会社法にあって

も、構成員には共益権(会社の経営に参加する権利)が保障されている。

(3) 個と集団に関するルールの実社会への適用とその意義

上記3つのルールは、学校生活から、地域、職場、果ては今回開発した教材におけるような国際問題に至るまで、およそ実社会に存在する集団に基本的に妥当する普遍的なルールである。

今日、個と集団との適切な関係を構築することは、個にとっても、集団にとっても重要なテーマとなっている。個と集団に関する上記3つのルールを学ぶことは、子どもたちが、他者との関わり合いの中で自らの生を豊かなものへと変えていく力、そして市民社会における自律した構成員として公共を担い得る力を育むために、大いに資するものと考えられる。

3. 小单元「ともに生きる社会をめざして」の授業計画

対象：第6学年 4時間

小单元の目標

- ・子どもたちに、集団から個に対して負担や制限を求める場面のルールについて理解させる。
- ・子どもたちに、個から集団に対して便益の提供を求める場面のルールについて理解させる。
- ・子どもたちに、集団の意思を決定する場面のルールについて理解させる。
- ・子どもたちに、個と集団に関する問題に対して、法的に公正に判断することのできる技能を習得させる。
- ・子どもたちに、一人の市民として主体的・積極的により良い集団を形成していく態度を身につけさせる。

表1 単元の構造

段階	学習過程	法的概念
導入	個と集団の間で発生する問題の把握	
展開1	集団から個に対して負担や制限を求める場面のルールについての理解 【集団における個の自由】	・自由 ・負担, 制限
展開2	個から集団に対して便益の提供を求める場面のルールについての理解 【個を守るための集団】	・実質的平等 ・受益
展開3	集団の意思を決定する場面のルールについての理解 【個と集団との間の取り決め】	・共生 ・参政権 ・手続的正義
総括(まとめ)	これまでの学習を踏まえて、身近な学校生活で発生している個人と集団に関する問題についての再考察	

(筆者ら作成)

表2 小単元の展開

	教師による指示・発問	教授学習活動	子どもたちから引き出したい知識
導入 個と集団の間で発生する問題の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・今世界では、地球温暖化のためいろいろな問題が起きています。地球温暖化とは、どのようなことでしょうか？ (資料：地球温暖化) 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素が増加してきて、気温が上がり、海面が高くなること。 ・標高の低い島国が水没したりすること。 ・水温が上昇すればさんごが白化して死んだりすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ二酸化炭素が増えているのでしょうか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な工業製品を作るために、原料を燃やしているから。
	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ様々な工業製品を作っているのでしょうか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、経済発展を進めてきた国々が自由に経済活動をしてきたため。 ・自分の国や自分が豊かになるため。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化問題は、それぞれの国が自由に経済活動をしてきたためだったり、自分の国が豊かになるためから起こってきた問題と考えることができます。その結果、地球全体に起こった問題は何でしょうか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> ・南極の氷が溶けて、海水面が上昇する。 ・海水面が上昇して、水没する島国が現れる。 ・異常気象が現れる。例えば、洪水や酷暑、ハリケーン、竜巻など。 ・気候の変動によって食料問題が起きる。 ・生物圏内の生態系が変化する。例えば、生物の大規模な絶滅など。 ・世界の環境がこわされる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・自由な経済活動や豊かな生活は私たち一人ひとりが便利な生活を望んだからです。では、地球環境のためには自由な経済活動や経済発展は悪いことで、止めた方が良いでしょうか。 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> ・便利な生活も大事である。 ・経済活動自体が悪いわけではない。 ・環境に配慮した活動をすればよい。
	<p>○この問題は、世界各国で二酸化炭素を削減するなど努力して解決しなければなりませんね。でも各国は様々な考えを持っているようです。どのように解決したらよいのでしょうか？ それぞれの国の考えを聞いてみましょう。</p>		

	教師による指示・発問	教授学習活動	子どもたちから引き出したい知識
展開1 集団から個に対して負担や制限を求める場面のルールについての理解【集団における個の自由】	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止のための国際会議が開かれましたが、A国の代表者は、「私たちの国では、二酸化炭素削減なんてしません。私たちの国では、経済発展の自由があるのだから誰からも命令は受けません」と言い出しました。A国だけ二酸化炭素削減をしないことについてどう考えますか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> ・A国だけ二酸化炭素削減をしないのは良くない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ「良くない」といえるのでしょうか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> ・世界各国が協力して取り組まないと解決しない問題だから。
	<ul style="list-style-type: none"> ・でもA国は、「そもそも二酸化炭素削減なんていない」と言っています。もし二酸化炭素削減がなくなったら、世界はどのようなになるのでしょうか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> ・地球の温暖化が進む。 ・世界の環境が守られなくなる。 ・A国やその他の国の不利益になる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・もし、二酸化炭素削減があればどのようなになるのでしょうか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> ・地球の温暖化を防ぐことができる。 ・世界の環境が守られる。 ・A国やその他の国の利益になる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・確かにA国は、削減は嫌だと言っていますが、削減したらA国自身にも何か良いことはないのでしょうか。 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> ・A国の環境や国民の健康が守られる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・またA国は、「二酸化炭素削減は、他の国がやればいいんだ」とまで言っています。どう考えますか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> ・世界全体で取り組まないと効果がない。 ・平等に反する。 ・他の国もしないと言い出すと、A国もその他の国にも不利益になる。 ・A国は、他国（世界）に迷惑がかかることになるので好き勝手に自由にしてはいけない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・では、A国はすべて自由にふるまってはいけないのですか？ A国には自由がないのですか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> ・A国には自由はあるけど、好き勝手にふるまってはいけない。 ・A国には自由はあるけれど、他国に迷惑をかける自由であってはならない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・世界環境を守るためにはA国はどのようにふるまったらよいのでしょうか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> ・A国が好き勝手に自由にふるまうことを少し我慢して、他国に迷惑をかけないようにすることがA国にとっても世界にとってもよいことになる。
	<ul style="list-style-type: none"> ○集団における個の自由とは、どのようなものなのでしょうか？これまでの学習を踏まえてまとめてみましょう。 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> ○集団における個の自由とは、自分の自由はあるけれど、好き勝手に、かつ他に迷惑をかけてはいけない自由である。

	教師による指示・発問	教授学習活動	子どもたちから引き出したい知識
<p>展開2 個から集団に対して 便益の提供を求める 場面のルールについて の理解【個を守るための 集団】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際会議で、各国が一律10%二酸化炭素を削減することになりました。しかし、B国は「わが国ではもともと技術が整っていないし、これから経済発展していくので、二酸化炭素をたくさん排出することになります。わが国では二酸化炭素削減はできない」と言っています。B国は二酸化炭素削減をしなくても良いのでしょうか？ 	<p>T：発問する P：答える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B国は、他国と違って削減をするには厳しいから削減しなくてもよい。 ・B国の場合は、経済発展を認めるべきではないのか？
	<ul style="list-style-type: none"> ・B国の場合と、A国の場合とではどこが違うのでしょうか？ 	<p>T：発問する P：答える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・A国は、削減しようと思えば出来るのに、好き勝手なことを言うとしようとししない。 ・B国は、もともと削減することが無理でできない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・では、もともと削減することができないB国の場合は、どのように対処すればよいのでしょうか？ 	<p>T：発問する P：答える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・削減できないB国には、B国ができることをやってもらうように皆で考える。 ・B国はもともとルールを守ることができないので、違うルールを考える。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国によっては、ルールを守ることが不可能な場合もあるということですが、たとえばB国ではどのようなルールなら可能でしょうか？ 	<p>T：発問する P：答える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B国には、10%でなくそれより少なく設定する。 ・B国だけ、削減するのを後まわしにする。 ・B国の二酸化炭素を他国が買う。
	<ul style="list-style-type: none"> ○個を守るためには集団はどのようなことが必要になってきますか？これまでの学習を踏まえてまとめてみましょう。 	<p>T：発問する P：答える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○個が出来ないことがあったら、皆で個ができることを考えたり、助け合う必要がある。

	教師による指示・発問	教授学習活動	子どもたちから引き出したい知識
展開3 集団の意思を決定する場面のルールについての理解【個と集団との間の取り決め】	<ul style="list-style-type: none"> ・ C国の代表者は、国際会議に欠席してしまいました。C国が休んでいる間に会議でC国のみが二酸化炭素削減（勝手に10%カット）をするようにと決められてしまいました。C国は、二酸化炭素削減をしなくてはいけませんか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> ・ C国は二酸化炭素削減をしなくてよい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ なぜ、削減をしなくてもよいのですか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> ・ C国が出席していない時に、勝手に不利なものを押し付けられるのはおかしい。 ・ C国が出席していない時に、C国だけ不利益をおしつけてはいけない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ C国が次の会議に出席し、前回の会議での取り決めについての問題を言ったら、やり直してもらえることになりました。しかし、またしても、多数決の結果、C国だけが、二酸化炭素削減をするようにと決められてしまいました。C国は、二酸化炭素削減をしなければならないのですか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> ・ C国は削減することが無理なのだから、削減しなくてもよい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団（多数決）で決めてしまえば、個にどんな負担でも負わせることができるのでしょうか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> ・ C国にだけ押し付けるのは、平等に反する。 ・ みんなで決めてよいこと、決めてはいけないことがあるのではないか。
	<p>○個と集団との間の取り決めについては、どのようなことが必要でしょうか？ これまでの学習を踏まえてまとめてみましょう。</p>	T：発問する P：答える	<p>○一国が不利にならないように、ルールを皆で決める必要がある。</p>

	教師による指示・発問	教授学習活動	子どもたちから引き出したい知識
<p>総括(まとめ) これまでの学習のまとめ・身近な事例で再考察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの学習についてまとめてみましょう。 ・A国は、二酸化炭素を削減したくないと言っています。どう考えたらよかったですでしょうか？ ・B国は、二酸化炭素削減をすることができないと言っています。どう考えたらよかったですでしょうか？ ・C国が欠席している間に他国が勝手にルールを決めたり、C国が出席していても他国が無理なルールを多数決で決めたりすることについて、どう考えたらよかったですでしょうか？ ○個と集団の問題についてどのように解決したらよいか、まとめてみましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> T：発問する P：答える T：発問する P：答える T：発問する P：答える T：発問する P：答える 	<ul style="list-style-type: none"> ・A国は、自由はあるけれど、好き勝手に振る舞う自由であってはならない。 ・A国は、自由はあるけれど、他国（世界）に迷惑をかける自由であってはならない。 ・A国が、好き勝手に自由にふるまうことを少し我慢して、他国に迷惑をかけないようにすることがA国にとっても世界全体にとってもよいことになる。 ・B国はもともと削減することができないのだから、各国が助け合って、B国ができることをみなで考える。 ・B国ができることをやってもらう。 ・足りないところがあったら皆で助け合う。 ・C国にだけ勝手に押し付けるのは、平等に反する。 ・多数決でも、みんなで決めてよいこと、決めてはいけないことがある。 ・C国だけが不利にならないようにルールを皆で決める。 ○個は自由であるが、その自由は好き勝手に振る舞わず、他者や集団に迷惑をかけない制限、限界があり他者や集団も、個の自由を侵害してはいけない。個が出来ないことがあれば集団で助け合い、集団のことは集団で決めることが必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・私たちの学校生活における個と集団に関する問題について考えてみましょう。A君は「僕は、給食当番なんかしたくない。僕は自由なんだから誰からも命令なんか受けないよ」と言っています。A君だけ給食当番をしないということについてどう考えますか？ ・なぜ「良くない」といえるのでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> T：発問する P：答える T：発問する P：答える 	<ul style="list-style-type: none"> ・A君だけ給食当番をしないのは良くない。 ・給食当番をしないのに給食を食べるのは良くない。 ・給食当番は皆で分担・協力してするものだから。

	教師による指示・発問	教授学習活動	子どもたちから引き出したい知識
総括(まとめ) これまでの学習のまとめ・身近な事例で再考察	<ul style="list-style-type: none"> なぜ給食当番は分担しなければならないのでしょうか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> みんなが自分の分だけ給食をとり、給食室に行くことは無理だから。
	<ul style="list-style-type: none"> でも A 君は、「そもそも給食当番なんていらぬよ」と言っています。もし、給食当番がなかったらどのようなことになると思いますか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> 自分ら一人ひとりの給食をわざわざ給食室にまで毎日とりに行かなくてはいけないので大変だ。 給食室が混雑する。
	<ul style="list-style-type: none"> 給食当番がいることによってよいことは何ですか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> 給食当番がいれば、みんなの自由に使える時間が増え、A 君にも、みんなにも利益がある。
	<ul style="list-style-type: none"> A 君が言っている「僕は自由なんだから…」についてどのように考えますか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> A 君は、自由はあるけれど、好き勝手に振る舞う自由であってはならない。 A 君は、自由はあるけれど、他人（クラス）に迷惑をかける自由であってはならない。
	<ul style="list-style-type: none"> では、今度は B 君が「僕は今骨折をしていて、給食当番をすることができない」と言っています。B 君は給食当番をしなくても良いのでしょうか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> B 君はもともと当番をすることができないのだからみんなが助け合って、B 君ができることをみなで考える。 B 君ができることをやってもらう。 足りないところがあったら皆で助け合う。
	<ul style="list-style-type: none"> C 君が欠席している間に、学級会で、C 君のみが給食当番をするように決められてしまいました。C 君は給食当番をしなければなりませんか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> C 君が出席していない時に、勝手に不利なものを押し付けてはいけません。 C 君が出席していない時に、C 君だけ不利益を押し付けられてはいけません。
<ul style="list-style-type: none"> でも、C 君が次の学級会に出席し前回の学級会での取り決めについての問題を言ったらやり直してもらえることになりました。しかしまたしても、多数決の結果、C 君だけが給食当番をすることになりました。C 君は給食当番をしなければならないのでしょうか？ 	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> C 君だけに勝手に押し付けるのは、平等に反する。 多数決でも、みんな決めてよいこと、決めてはいけないことがある。 C 君だけが不利にならないようにルールを皆で決める。 	
<ul style="list-style-type: none"> 学校の給食当番のような問題でも実際の世界や社会と同じルール・原則を用いることができます。 			

開発した授業の構造は、導入、展開1, 2, 3, 総括(まとめ)の5つのパートから組織している。

導入は、今、世界では、二酸化炭素増加による地球温暖化によって、海水面が上昇して島国が水没したり、異常気象やそれに伴って食糧問題が起きたりするなど、様々な問題が発生しているが、これらの問題は、各国が、自分の国や、自分たちが豊かになるために自由に経済活動してきたからである。これらの問題を解決するためには、世界各国が一致団結、協力をして、少しでも二酸化炭素を出さないように、自由な経済活動を控えたりすることなどが必要である。しかし、世界では、各国が様々な考えを持っており、解決の難しい問題を抱えているなど、ここでは、現在、世界で発生している個(1国)と集団(他国)との間で発生する問題についての把握がなされている。

展開1は、地球温暖化防止のための国際会議が開かれたが、A国が、「私たちの国では、経済発展の自由があるのだから、二酸化炭素削減なんてしません」と発言したことを事例にして、これをどのように考えるのか、なぜA国だけ削減しないのは良くないのか、そもそもA国は全く自由にふるまってはいけないのかということから、A国は、自由に振る舞ってはよいのだけれど、好き勝手に振る舞ってはいけないこと、その振る舞いは他国に迷惑をかけない程度で許されること、そのことが結局はA国にとっても他国にとってもよいことであるなど、ここでは、集団から個に対して負担や制限を求める場面のルールについての理解がなされている。(純粹な自由では全くの制限がなく、また自己が他者に優越する存在(王様)であれば、自己の自由は貫徹できる。しかし、自己は他者と同等の存在(平等)であるのだから、自己の自由は「同価値である他者の自由を侵害する自由」を持たないことになる)

展開2は、地球温暖化防止のための国際会議で、各国が一律10%の二酸化炭素の削減をすることになり、これに対してB国が、「私たちの国では、もともと技術が整っていないので、二酸化炭素削減なんて出来ません」と発言したことを事例にして、これをどのように考えるのか、また、展開1でのA国の場合と、どこが違っているのか、国によってはルールを守ることが不可能な場合もあり、もともと削減することができないB国にはどのように対処させたらよいのか、集団から助けてもらうことも必要になっ

てくる場合もあるのではないかと、B国だけが削減を免除されるのは平等ではないのではないのか、などの考察から、ここでは、個から集団に対して便益の提供を求める場面のルールについての理解がなされている。

展開3は、地球温暖化防止のための国際会議で、C国が欠席している間に勝手にC国だけが二酸化炭素を10%カットするように決められたことを事例として、なぜC国は削減をしなくても良いのか、またC国が次の会議で多数決によりC国だけが二酸化炭素削減をするように決められたことを事例として、集団で決めてしまえば、個にどんな負担でも負わせることが出来るのかなど、ここでは、集団の意思を決定する場面のルールについて、つまり、個と集団の間の取り決めにおいては、一国が不利にならないようなルールをみなで決める必要があることについての理解がなされている。

総括(まとめ)は、これまでの学習のまとめと、これまでの学習を踏まえ、学校生活で発生している個人と集団の間で発生する問題、給食当番を事例として取り上げ、再度考え方を転用し、吟味・考察がなされている。

本単元では、集団(他者)から個に対する負担や集団における個の自由のあり方、個から集団に対しての便益や個を守るための集団のあり方について、集団の意思を決定するときには手続上守らなければならない原則を理解させている。

さらに、単に妥当なルール作りに留まらず、根底にある原則に触れることによって、個と集団との間で発生する問題について公正に問題を解決することのできる技能を育成し、適切な関係を構築していく能力を育成している。

4. 結 語

本研究で開発した小単元は、個人と集団の間で発生する問題を理解し考察させながら、自由や平等といった法的概念について理解させる学習過程として組織される。

本研究の意義は、以下の三点である。

第一に、個人と集団との関係における個人の自由の意味や、個人を守るための集団における負担や、個人と集団の間をつなぐ手続きや、なぜ共に生きることが大切なのかなど、集団の中で、個人の利益を損ねることなく、共により良く生きていくことを理解することが出来るようになること。

第二に、子どもたちがより良い共同生活を送るために不可欠とされる、その時々に応じて適切に判断したり、協力したり、他人の権利を尊重したりするなど、民主主義社会における有能な市民として生きていくための基礎的な技能を身につけることが出来るようになること。

第三に、子どもたちがこれから社会に出て行くときには、様々な集団に属することになるが、その集団を自明のものとして受け入れ、それに属するのではなく、一人の市民として主体的・積極的により良い集団を形成していく態度を身につけていくことができるようになること。

これらの、理解、技能、態度の育成を法関連教育の観点から授業開発した点が、本研究の意義である。

子どもたちは、そのほとんどが3歳から同一学年集団での生活を始め、4歳ごろから既に仲間集団としての規律や規範を要求されることになる。子どもたちにとっては、集団の作用は大きく、従順過ぎる子どもを育ててしまったり、逆に反発した子どもを生みだしたりすることもある。子ども一人ひとりが集団の中で生活していく中で、時には集団と相容れないことも起きるであろう。相容れない子どもの言動を自分勝手に自己中心的という言葉で退けるのではなく、共有できる手立てを理解し、実践していくことが必要になってくるであろう。集団との関わりなしには社会生活をしていくことが不可能な中で、その構成員の個人が、集団と共生しつつ、自己を実現していくためには、集団によって個が生かされ、個によっても集団が生かされるという視点が今後必要になってくると考える。

【付記】

本論文作成に関しまして、広島大学大学院社会科学部教授鳥谷部茂先生におかれましてはいろいろとご指導を仰ぎました。ここに記して深く感謝申し上げる次第です。

【註】

- 1 デューイから強い影響を受けつつ、現在のわが国で教育の公共哲学を展開している佐藤学は「学びという活動」によって公共世界が創出されるという考えのもと学校改革を提唱

している。佐藤によれば、学校の目的は一人ひとりの子どもの権利を保障し、共同の学びの質を可能なかぎり高めることであるとしている。学びとは、対象世界や他者との対話的实践であり、他者との対話による自己発展を意味するものであるとしている。

- 2 公益法人や特定非営利法人のように、集団が構成員たる個に対して直接に金銭的利益の供与を目的としない集団も存在する。ただ、構成員の自己実現も含めて広い意味で集団を構成する個の利益と考えるなら、基本的に、構成員たる個に利益を享受させることは、やはり集団の基本的機能と言ってよいのではなかろうか。

【資料】

- ・東京書籍『新編新しい社会5下』2008年, p. 70。

【参考文献】

- ・上野正道『学校の公共性と民主主義』東京大学出版会, 2010年。
- ・齋藤純一『公共性の政治理論』ナカニシヤ出版, 2010年。
- ・竹澤伸一「社会科教育における「実践研究」の動向—2006年度の「公共性」にかかわる研究成果を中心として—」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No. 101, 2007年, pp. 70-81。
- ・田中耕太郎『教育基本法の理論』有斐閣, 1961年。
- ・中谷和弘他『国際法』有斐閣, 2009年。
- ・松岡尚敏「公共性の学習」日本公民教育学会編『公民教育辞典』第一学習社, 2009年。
- ・水山光春他『教育の3C時代—イギリスに学ぶ教養・キャリア・シティズンシップ教育』世界思想社, 2008年。
- ・山根栄次・市川則文編『個の育成をめざす授業』三晃書房, 2010年。
- ・山脇直司『公共哲学とは何か』筑摩書房, 2004年。
- ・「一人ひとりを生かす集団づくり学級づくりの実践」『児童心理』2007年4月号, 臨時増刊, No. 858, 金子書房, 2007年。